



古関裕而のまち 福島市

ロゴガイドライン

古関裕而のまち 福島市のロゴには、横タイプと縦タイプ①、②の3タイプがあります。  
すべてのロゴデータは変形・加工せず、そのまま使用することを原則とします。

### 横タイプ



### 縦タイプ①



### 縦タイプ②



印刷物やウェブサイトなどの各種媒体において、イメージが視覚的に統一される様に、常に規定の色で表示されるように努めてください。

下図は横タイプで表示していますが、縦タイプにおいても共通です。



#### プロセスカラー (CMYK)

- C10 M45 Y85 K 0
- C 0 M80 Y55 K10
- C55 M10 Y25 K15
- C75 M65 Y30 K15

#### 画面表示用近似色 (RGB)

- R228 G158 B50
- R219 G78 B81
- R107 G169 B174
- R76 G84 B123



#### モノクロまたは単色

- 100% (文字：古関裕而のまち)
- 75% (福島市のまわり)
- 50% (ト音記号/トランペット/バットとボール)
- 0% (文字：福島市)

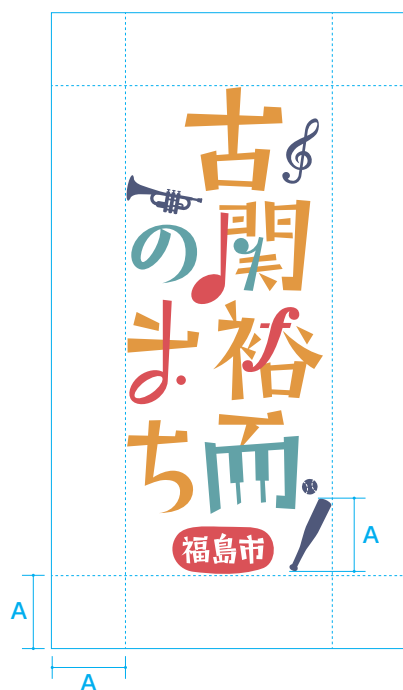
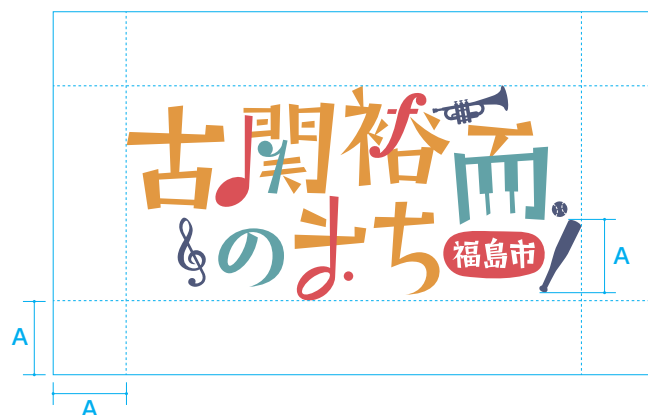


#### モノクロまたは単色 (リバース表示)

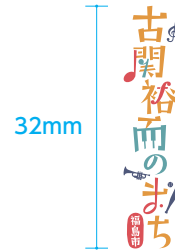
- 75% (福島市のまわり)
- 50% (ト音記号/トランペット/バットとボール)
- 0% (文字：古関裕而のまち/福島市)

ロゴ表示の大小に関わらず、アイソレーション(不可侵領域)を設けてください。  
アイソレーションの範囲内に、文字や図形等、他の要素を配置することはできません。

アイソレーションが十分に確保されている場合であっても、原則としてその周辺にキャッチフレーズやスローガン等のタグラインを表示することはできません。



図示のサイズは、印刷物における規定値です。これ以下のサイズでは使用しないでください。  
印刷物以外の場合は、条件が異なるため特別に定めませんが、個々の適用物に応じた再生可能な限界を、それぞれの最小使用サイズとします。



すべてのロゴデータは変形・加工することはできません。以下のような使用は禁止します。  
下図は横タイプで表示していますが、縦タイプにおいても共通です。



変形(長体・平体・斜体)



回転



指定色以外の使用



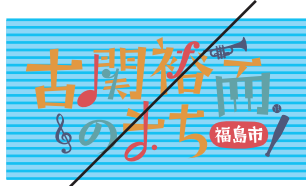
間隔の変更



特殊効果(影・立体表示)



書体の変更



視認性を低下させる背景の使用



要素の一部が欠ける



デザインの追加